

規制の事前評価書

法令案の名称：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：義務履行確保制度の整備

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：個人情報保護委員会事務局

評価実施時期：令和8年4月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の義務履行確保のため、以下の制度を新設又は拡充することとする。
 - 個人情報の一定の違法な取扱いによって財産上の利益を得た場合等に個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）が課徴金納付を命ずる制度を設ける（以下①とする）。
 - 違反行為を行った個人情報取扱事業者等に対して命令を発している場合において、委託先やレンタルサーバー事業者等の当該違法な個人情報等の取扱いの全部又は一部に従事する者等に対して、当該違反行為を中止させるために必要な措置を講ずることを要請できることとする（以下②とする）。
 - 委員会が行う命令の要件を緩和するとともに、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置に加えて、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表その他の本人の権利利益の保護のために必要な措置を勧告・命令できることとする（以下③とする）。
 - 個人情報データベース等の不正提供等について、その法定刑を引き上げるとともに、本人等への加害目的による場合も罰則の対象とし、また、不正な行為による個人情報の取得について直罰化する（以下④とする）。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 以下の通り、違反行為に対して委員会は限定的な対応しかできない。
 - 法の規制に違反する行為のうち一定の類型については、違反行為により経済的利得を得ることが可能であるため、違反行為の経済的誘因が大きく、現に違反行為を通じて経済的利得を得る例が後を絶たない状況であり、現行法における義務履行確保手段は、違反行為に対する十分な抑止効果がない。（①関係）
 - 近時、違反行為の中止命令及び当該命令違反の罪に係る刑事告発を受けるに至っても当該違反行為を停止しない悪質な個人情報取扱事業者等が現れてきている。他方で、当該違反行為においては、当該個人情報取扱事業者等以外にも様々な事業者の役務が利用されているのが通常である。現行法上、個人情報取扱事業者等が自らの違法な個人情報等の取扱いのために第三者の提供するサービスを利用している場合等においては、委員会は当該第三者に対して、当該サービスの提供の停止等を命じることはできず、また、任意の要請についても明確な根拠規定はない。（②関係）
 - 違反行為により重大な権利利益の侵害が生じてから命令を発出し、違反行為を是正させたのでは、個人の権利利益の保護に十分でなく、権利利益侵害が切迫している段階で速やかに是正させる必要のある事案が生じている。また、法の目的である個人の権利利益の保護のためには、違反行為の是正にとどまらず、本人に対する違反行為の通知等を実施させる必要のある事案が生じているが、現行法においてはそうした実施等を命ずることができない。（③関係）
 - 委員会からの命令への違反（法第178条）などの一部の刑事罰は令和2年改正法により法定刑が引き上げられたが、法第179条の法定刑は引上げが見送られていた。もっとも、令和2年改正法の施行以降、法第179条に基づき有罪判決が下された事例等が複数確認されていること等を踏まえ、その法定刑を引き上げる必要がある。また、不正な利益を図る目的で提供した場合と加害目的で提供した場合を比べた場合に、本人の権利利益を害する程度に差異はないため、この点を見直す必要がある。以上に加えて、現行法では対応が困難な、個人情報データベース等の不正提供や不正な行為による情報の取得に関する事案が生じている。（④関係）

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ <法令案の要旨>に記載のとおり。また、規制の予測される効果は3に詳述。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ①については、違反行為を抑止するための手段として、現行法において行政上の監督権限として規定されている勧告・命令を活用することも考えられる。しかし、委員会による勧告・命令では、違反行為者に対して経済的不利益が与えられるわけではなく、委員会による監督権限の行使が行われた時点で違反行為をやめれば良いという「やり得」を防止することはできない。また、刑事罰の強化等により違反行為を抑止することも考えられるが、刑事罰は、違反行為者の不当な利得を剥奪するために行われるものではないため、必ずしも不当な利得を剥奪する結果につながるものではない等、「やり得」を防止する効果が不十分となる場合も想定されるし、間接罰については、違反行為の是正等を命じる命令の実効性を担保する観点からは効果的であるものの、委員会による監督権限の行使が行われた時点で違反行為をやめれば間接罰が科されることはないため、「やり得」を防止することは困難である。そのため、違反行為を通じて経済的利得を得る例が後を絶たない現在の状況において、違反行為に対する抑止力を高めるためには、課徴金制度を導入することが適当であると考えられる。
- ②については、違法な個人情報等の取扱いの全部又は一部に従事する者等（以下「当該第三者等」という。）を勧告・命令の対象とすることも想定されるが、当該第三者等は、問題となる違法行為の主体ではないこと等を踏まえ、要請を行うこととするのが適当であると考えられる。
- ③については、現行法上は命令を発出できない段階で速やかに命令を発出し違反行為を是正させる必要のある事案が生じており、今後同種の事案において実効的な対応を可能とするためには、命令の要件を緩和する必要があると考えられる。
- ④については、法第 179 条に基づき有罪判決が下された事例等が複数確認されていることを踏まえると、現行の同条の法定刑では抑止力が不十分といえ、これを引き上げる必要があると考えられる。また、現行法では対応が困難な、個人情報データベース等の不正提供や不正な行為による情報の取得に関する事案が生じているところ、極めて悪質な事案等については、刑事罰での対応が必要。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- 今回の改正は、既存の禁止行為等を定める規制の義務履行確保の実効性を高めるために行うものであり、今回の改正において非規制手段の導入による対応を検討することは想定されない。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- 違反行為者に金銭的不利益を課すことによって、違反行為の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、違反行為の抑止効果の強化が図られる。（①関係）
- 義務違反を行った個人情報取扱事業者等が委員会の命令に従わない場合に、当該違反行為による権利利益侵害のおそれを排除するために、当該個人情報等の取扱過程や流通過程の一部にかかわることとなってしまう事業者が、当該役務の提供や情報送信を中止し、違反行為を迅速に是正することが可能となる。（②関係）
- 違反行為による個人の権利利益の侵害のおそれが生じている場合及び個人の重大な権利利益の侵害が切迫している場合に、速やかに違反を是正させることができる。また、本人に対する違反行為の通知等を実施させる必要のある事案に対して、当該通知等を実施するよう命ずることができるようになる。（③関係）
- 現行法では対応が困難な、個人情報データベース等の不正提供や不正な行為による情報の取得に関する事案への対応が可能となること及び一部法定刑の引き上げにより、違法行為の抑止及び当該行為への機動的な対応が可能となることが見込まれる。（④関係）
なお、上記施策の実際の各効果については施行後、新たな規律の執行状況や個人情報保護委員会への関連する相談・苦情等の状況を踏まえ把握する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ①について、課徴金納付命令の対象とする行為は、現状においても法違反として勧告・命令等の対象とな

る類型の違反行為であるところ、事業者としては、個人情報の適正な取扱いを行っている限り、従来どおり、法に違反することはなく、勧告・命令や課徴金納付命令を受けることもない。したがって、事業者が、本課徴金制度等の導入に伴い規制を遵守するために、新たに追加的費用が発生することは通常想定されない。

- ・ ②について、要請を受ける第三者が、これに応じる義務を負わず、協力を拒否することも可能であるため、当該第三者の権利利益は制約されない。また、当該第三者がかかる要請に応じた場合について、当該第三者が損害賠償責任を負わない旨の規定を新設することとしているから、新たに追加的に発生する必要は一定程度抑制されるものと考えられる。
- ・ ③について、勧告・命令の対象となる違反行為の類型は従前のおりである（今般、別途新設する義務を除く）ことから、事業者としては、従来どおり個人情報の適正な取扱いを行っている限り、新たに追加的費用が発生することは通常想定されない。
- ・ ④について、今般新たに刑罰の対象とする行為は、個人情報データベース等を本人等へ加害する目的による場合や不正な行為により個人情報の取得を行う場合といった悪質なものであり、当該罰則の適用の回避のために、新たに追加的費用が発生することは通常想定されない。法定刑の引上げについても同様であり、厳罰化に伴い新たに追加的費用が発生することは通常想定されない。

<行政費用>

- ・ ①について、課徴金制度の導入に伴い、個人情報保護委員会は、課徴金納付命令の要件である事項の調査・確認や課徴金の徴収事務を行うこととなる。これらの業務に係る対応のため一定程度費用発生することが見込まれるが、前者については現行法上の勧告・命令に係る調査・確認と併せて遂行することが見込まれることや、後者については、課徴金制度自体は他の制度に既に存在するものであって金銭徴収業務について行政の側において既に一定のノウハウが蓄積されているものであること等から、多大な費用が生じるようなものではないと考えられる。
- ・ ②～④については、現行法上の執行と同様に対応されることが見込まれることから、特段追加的な費用の発生は想定されない。

<その他の負担>

- ・ 特段想定されない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 課徴金制度を導入すべき。悪質性の高い違反行為に対して、現行の行政指導、勧告、命令等の措置のみでは十分な抑止効果を期待し得ない。
- ・ 課徴金制度は経済活動を萎縮させる可能性があり、導入には慎重な検討が必要。仮に課徴金制度を導入する場合、明確で透明性のある要件が必須である。
- ・ 個人の権利利益の侵害が差し迫っている場合に直ちに中止命令を出せるようにすべき。また、事業者等のみならず、これに関与する第三者に対しても行政上の措置をとれるようにすべき。
- ・ 令和2年改正法においては、個人情報データベース等不正提供等罪について、法人両罰規定の法定刑を引き上げた一方、行為者に対する罰則については、罰則が創設された平成27年改正法の施行から十分な時間が経過していないことも踏まえ、法定刑を維持することとされたが、その後、十分な時間が経過したことを踏まえ、行為者に対する罰則について法定刑を引き上げることが相当。また、個人情報の詐取等の不正取得が多数発生している状況を踏まえ、こうした行為を直罰規定の対象に含めることが相当。 等

<関連する会合の名称、開催日>

個人情報保護委員会での関連する会合は以下のとおり。

○ 以下の各会において法改正に向けた関係者ヒアリングを実施した。

第262回（令和5年11月29日）、第263回（令和5年12月6日）、第264回（令和5年12月15日）、第265回（令和5年12月20日）、第266回（令和5年12月21日）、第268回（令和6年1月23日）、第270回（令和6年1月31日）、第271回（令和6年2月7日）、第272回（令和6年2月14日）、第281回（令和6年4月24日）

- 第 292 回（令和 6 年 6 月 26 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」を示した。
リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryoku-1syuuseigo.pdf
- 第 299 回（令和 6 年 9 月 4 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果を示した。
リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240904_shiryoku-1-1.pdf
- 第 310 回（令和 6 年 12 月 17 日）にて「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングの概要等を示した。
リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241217_shiryoku-1-1.pdf
- 第 311 回（令和 6 年 12 月 25 日）にて「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会 報告書」を示した。
リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241225_shiryoku-1.pdf
- 第 312 回（令和 7 年 1 月 22 日）にて「「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の進め方について（案）」を示した。
リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122_shiryoku-1-1.pdf
- 第 316 回（令和 7 年 3 月 5 日）にて「「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」」を示した。
リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryoku-1-1.pdf
- 第 320 回（令和 7 年 4 月 16 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要を示した。※令和 8 年 1 月まで随時更新
リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3_ikennogaiyou.pdf
- 第 347 回（令和 8 年 1 月 9 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針（案）」を示した。
リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_shiryoku-1-1.pdf

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 公表済（以下リンク参照）

リンク：[個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しについて | 個人情報保護委員会](#)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 法律の附則において、法律の施行後 3 年ごとの見直し規定が置かれる予定であり、当該時期に事後評価を実施する。

<上記以外の法令案>

・